

## 災害時における相互協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

### 〔目的〕

第1条 この協定は、神戸市内において災害が発生した際、または発生するおそれがある場合に、被災地域の要援護者及び乙加盟の高齢者施設（以下「被災施設」という。）の入所者・利用者に、甲乙双方が協力して安全で安心な生活支援を提供するため必要な事項について定めるものとする。

なお、福祉避難所協定に関する対応は、この協定の他、別途締結している「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」によるものとする。

### 〔定義〕

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

### 〔役割〕

第3条 この協定において、甲は情報・物資の提供支援、乙は施設・介護人材の提供支援を主な役割とし、双方の優位性を活かした協力・連携体制を構築し、速やかな被災者支援の実現を目指す。

2 各支援に関する詳細事項については、甲乙双方が協議し決定する。

### 〔連絡部局・連絡責任者の配置〕

第4条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう連絡部局・連絡責任者を選定し、連絡先とともに書面により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

### 〔災害発生時の情報共有〕

第5条 甲は市内の被災状況等について情報収集し、適宜、乙に提供するものとする。  
2 乙は、乙加盟施設の被災状況、被災施設からの支援要請等について情報収集し、適宜、甲に提供するものとする。  
3 甲乙双方からの情報に基づき、連絡部局間で協議を行い、被災地域の要援護者及び被災施設への的確な支援を実施していくものとする。

### 〔人的支援〕

第6条 甲及び乙は、前条第3項の「的確な支援」の実施に向けて、次の事項について協議し可能な範囲で対応していくものとする。

- 1) 緊急入所の受け入れ先の調整に関すること。
- 2) 関係団体への協力要請、ボランティアの受け入れ等、被災施設及び「基幹福祉避難所・福祉避難所」（以下「福祉避難所等」という。）への人員配置に関すること。
- 3) 神戸市内で必要な人員・施設等が確保できず、他市町・他府県への支援が必要となったときの各自治体・各連盟への支援要請に関すること。

〔要援護者の移送〕

第7条 乙加盟施設は、甲の要請に基づき、要援護者について可能な範囲で、緊急避難場所・避難所等から福祉避難所等までの移送を行う。

2 乙は、前項の実施にあたり、必要に応じて乙加盟施設と調整を行う。

〔要援護者用物資の提供及び移送〕

第8条 乙は、乙加盟の被災施設から物資の要請があった際は甲へ依頼し、甲は可能な範囲で物資の提供を行う。

2 乙加盟施設は、甲の要請に基づき、甲が保有する要援護者用物資を平時から預かり、災害に備えて保管を行う。

3 乙加盟施設は、災害が発生した際、甲の要請に基づき、要援護者用物資について可能な範囲で、甲の物資拠点もしくは当該物資を保管している乙加盟施設から緊急避難場所・避難所・福祉避難所等までの移送を行う。

4 乙は、前々項及び前項の実施にあたり、必要に応じて乙加盟施設との調整を行う。

〔各区における責任者（対応窓口）の設置〕

第9条 甲乙双方は、各区における責任者（対応窓口）を配置する。

2 区に災害対策（警戒）本部が設置された場合においては、甲乙双方の区責任者が必要な情報交換を行い、第6条から第8条記載の事項について、可能な範囲で実施していくものとする。

3 甲乙双方の区責任者は、前項で協議し実施していく支援内容について、甲乙の連絡部局にそれぞれ報告するものとする。

4 甲乙双方の区責任者は、災害発生時の協力体制構築に向けた会合を定期的に開催するよう努めるものとする。

〔必要経費〕

第10条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

2 第7条及び第8条にかかる経費については、別途定める。

〔疑義〕

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

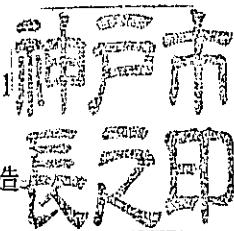
〔協定の期間〕

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各一通保有する。

令和3年3月26日

甲 神戸市中央区加納町 6-5-1  
神戸市  
神戸市長 久元喜造



乙 神戸市中央区橋通3丁目4-1  
神戸市立総合福祉センター内2階  
一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟  
理事長 松井年孝